

致同 Japan Desk 連載コラム

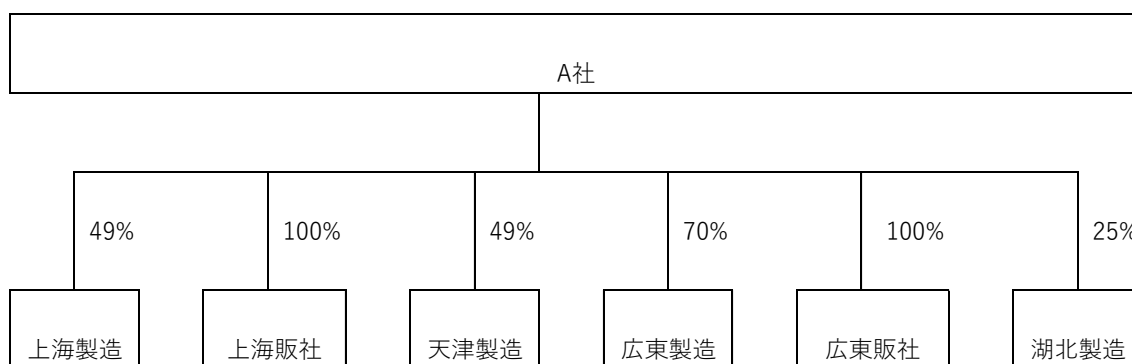
特集テーマ： 日系企業の中国地域統括本部の実務および活用(その 4)
～事例 1 出向者の統括管理～

今回より、中国の地域統括本部の活用方法について、事例を用いて解説する。

事例1 出向者の統括管理

一、前提

自動車部品メーカーの日本法人A社は、中国の上海、天津、広東省及び湖北省に子会社及び関連会社を6社保有し、その内訳は製造会社4社、販売会社2社(以下、「中国現法」と略称する)である。A社及び中国現法の資本関係は下記の通りである。



A社は中国現法に日本人管理者及び技術者十数名を出向させ、現地のマネジメント及び日常運営に携わっている。A社の人事方針に基づき、出向者の給与のうち、現地水準に見合う部分は中国現地法人が負担し、現地水準を超過した部分はA社が負担する、いわゆる「給与格差補てん」方式を採用している。さらに、日本の法人税法の関連規定により、給与格差補てんを日本の法人税の申告上、損金の額に算入した。しかし、A社は次の問題を抱えていた。

1. 広東製造の出向者給与の寄付金課税

同じ中国であっても、上海製造と広東製造の給与水準はかなり異なる。さらに、広東製造の合併パートナーとの交渉が難航し、同地域の日系企業の給与水準に見合った日本人出向者の給与を負担してもらえない。よって、A社は広東製造に出向している数名の出向者の給与を国外関連者への寄付金として損金不算入とし、法人税を申告・納付している。

2. 天津製造の立替給与が送金できない

A社は上海及び天津の出向者の希望により、中国現法の負担すべき給与の一部を日本で立替後、中国現法に請求している。上海からの海外送金は無事にできているが、天津からの送金ができない。A社は天津製造に対する立替給与を貸倒損失として処理し、法人税の申告上、損金不算入にしている。



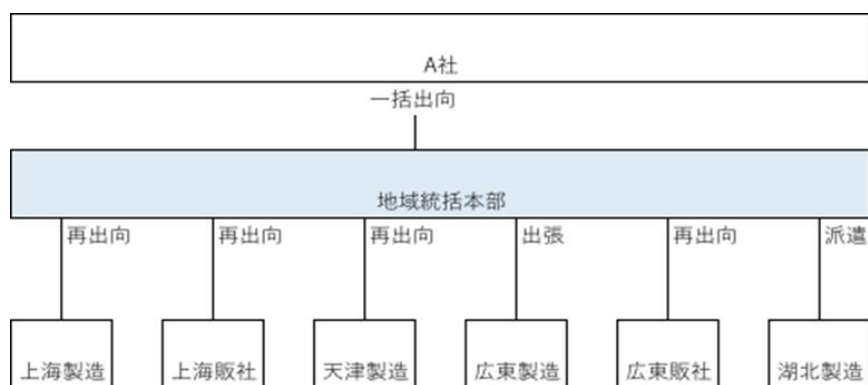
3. 労務コンプライアンス遵守のバラつき

A社は上海及び天津に出向している日本人社員の中国での個人所得税申告について、日本払い給与を含めて申告している。しかし、広東製造から、同社の所在する工業園區の他の日系企業は現地払い給与しか中国での個人所得税を申告していないため、日本払い給与を表に出して申告できない報告を受けている。また、湖北製造の所轄税務局から日本払い給与の中国での申告は不要であるとの回答を受けているため、コンプライアンスリスクがあることを認識しながらも、対応策に困っている。

二、対応策

上記の問題を解決し、さらに出向に関する人事制度の統一を図るため、A社は上海に設立した地域統括本部を使って、次のように出向人事制度を見直した。

まず、上海地域統括本部に中国現地法人の人事管理及び労務コンプライアンス統制機能を日本本社より移管するとともに、A社の全ての出向者を一旦上海地域統括本部に出向させる。その後、地域統括本部主導で中国現法と人員派遣方針について交渉し、グループの人事方針に同意する現法に日本人社員を出向させ、逆に同意できない現法に出張または業務委託契約に基づく派遣形式を採用した。



地域統括本部の関与後、A社の日本人出向に関し、次の変化が見られるようになった。

(1) 従来抱えていた問題の解決

A社は日本から各地域の現法に直接出向させることなく、一旦上海地域統括本部に一括出向をすることによって、上海の日系企業の給与水準を把握すれば十分であり、給与格差補てんの損金算入のための根拠数値を容易に入手できるようになった。かつ、地域統括本部の外貨集中管理体制(詳細は、事例2で説明)を利用して、日本A社に一括して立替給与を送金することにより、出向者給与にかかる国外関連者寄付金及び立替給与の貸倒損失の損金不算入が解消され、日本の法人税コストを削減することに成功した。

(2) コンプライアンスの遵守

現法において中国の個人所得税を正確に申告できない出向者について、上海地域統括本部の従業員として所得税の申告代行を行い、日本払い給与と上海地域統括本部で支払った給与を含めて労務コンプライアンスの遵守を図った。さらに上海地域統括本部は中国の労務に詳しい社員を雇用し、中国グループ人事相談センターを設置した。また、各現法の所在地にあるビザ申請や社会保険手続きの代行機



関と一括して業務委託契約を締結し、出向者の個人情報の保護や各事業会社の上下関係に影響されない、よろず相談体制を整えた。

(3) 優遇措置の享受

上海市の多国籍地域本部の設立を奨励する規定により、上海に設立される地域本部に勤務する外国人が上海市において長期居留のニーズがある場合、3～5年間有効の外国人居留許可を申請でき、その法人代表や本部職務に携わる高級管理者の健康証明手続きや外国人永久居留証の申請を優先して処理すると規定されている。また、外国籍人員が頻繁に臨時入国をする必要がある場合、最長1年間(一度の在留期間180日以下、複数回入国可能)の駐在ビザを申請できる。

さらに、条件に合致する中国人社員はアジア太平洋経済合作組織商務旅行カードを申請でき、地域本部、本部型機構が採用する優秀な中国人人材は、関連の条件に合致する場合、上海市の戸籍または上海市居住証を申請できるようになる。上海市の戸籍取得が極めて困難な状況の中、地域統括本部の優遇措置は、優秀な中国人社員の採用において有利な条件となるに違いない。

次回、各事業会社からのロイヤリティ送金および外貨集中管理について、事例を紹介する。(次号その5へ続く)。

以上

下岡 郁

致同会計師事務所（特殊普通パートナー）
日本事業部 運営責任者



Tel : +81 3 5770 8821 (直通) E-mail : iku.shimooka@jp.gt.com

致同会計師事務所（特殊普通パートナー）日本事業部 お問い合わせ先

◇北京事務所 豊隅 Tel : +86 10 8566 5590 E-mail : toyozumi.kisho@cn.gt.com

◇上海事務所 今井 Tel : +86 21 2322 0230 E-mail : junya.imai@cn.gt.com

◇広州事務所 内川 Tel : +86 20 3896 3111 E-mail : uchikawa.kazunori@cn.gt.com

